

特別養護老人ホームユニットケア成田苑利用料

令和4年10月1日以降

施設利用料

ユニット型介護福祉施設サービス費(基本料金)						
単位:円/日	1割	2割	3割	ユニット型個室	居住費	食費
要介護1	652	1,304	1,956	第1段階	820	300
要介護2	720	1,440	2,160	第2段階	820	390
要介護3	793	1,586	2,379	第3段階①	1,310	650
要介護4	862	1,724	2,586	第3段階②	1,310	1,360
要介護5	929	1,858	2,787	第4段階	2,020	1,600

※外泊、入院時の注意事項

利用者負担段階1～3段階 6日目迄は上記金額を適用し、7日目以降は1日居住費2,006円となります。

介護福祉施設サービス費(加算体制)

日常生活継続支援加算	46	92	138	施設の体制により加算致します。(算定しない場合あり)
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	3	6	月1回、対象者にサービス提供した際に算定致します。
	(Ⅱ)	13	26	
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	施設の体制により加算致します。(算定しない場合あり)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	36	54	施設の体制により加算致します。(算定しない場合あり)
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	施設の体制により加算致します。(算定しない場合あり)
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	施設の体制により加算致します。(算定しない場合あり)
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	90	180	月1回のみ算定致します。(対象者のみ)
	(Ⅱ)	110	220	
経口維持加算	(Ⅰ)	400	800	月1回、対象者にサービス提供した際に算定致します。
	(Ⅱ)	100	200	
ADL維持等加算	(Ⅰ)	30	60	月1回、対象者にサービス提供した際に算定致します。
	(Ⅱ)	60	120	
排せつ支援加算	(Ⅰ)	10	20	月1回、対象者にサービス提供した際に算定致します。
	(Ⅱ)	15	30	
	(Ⅲ)	20	40	
若年性認知症入所受入加算	120			対象者に対してサービスを提供した時に算定します。
療養食加算	1食につき6	1食につき12	1食につき18	サービスを提供した時に算定。1日3食を限度。
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	40	80	月1回、対象者にサービス提供した際に算定致します。
	(Ⅱ)	60	120	
自立支援促進加算	300	600	900	月1回、対象者にサービス提供した際に算定致します。
安全対策体制加算	20	40	60	入居時に1回算定します。
初期加算	30	60	90	新規入居後30日間算定致します。
在宅サービスを利用した時の費用	560	1,120	1,680	月6日を限度に外泊時に在宅にてサービス提供した際に算定されます。その際外泊時費用と併算定不可
外泊時費用	246	492	738	外泊及び入院時に原則6日間算定します。(月をまたぐ場合は最大12日間)

※1 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として1ヶ月に利用した介護サービス費(介護保険)に対して8.3%算定されます。

※2 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)として1か月に利用した介護サービス費に対して2.7%算定されます。

※3 介護職員等ベースアップ等支援加算として1か月に利用した介護サービス費に対して1.6%算定されます。

※4 地域区分4等級にて、1ヶ月分の基本料金+加算+介護職員処遇改善加算(Ⅰ)+介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等ベースアップ等支援加算の合計額に×10.54円加算されます。

※5 負担する割合は介護保険負担割合証に記載の通りです。(基本報酬、加算が該当します。)

その他実費

口座維持管理料	月1,500円	外出時のおやつ代	実費
日常生活費	月1,500円	理美容	1回1,000円

○テレビ、電気毛布、冷蔵庫等、電気製品持ち込みされた場合、電気代として1日100円ご負担頂きます。